平成23年3月31日 規則第15号

改正 平成23年9月30日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、清須市(以下「市」という。)が各種事業を後援するに当たり、 その名義の使用及び承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(後援基準)

- 第2条 市が後援名義の使用を承認する事業は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
  - (1) 国、地方公共団体、社会教育関係団体若しくは公益法人その他これらに類する 団体又は市長が特に認める団体及び個人(以下「団体等」という。)が実施する 事業であること。
  - (2) 事業内容が公共の福祉に寄与するものであること。
  - (3) 市の行政方針等に反しない事業であること。
  - (4) 事業対象が市民全体又は相当な範囲のものを対象とする事業であること。
  - (5) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分あると判断される事業であること。
  - (6) 入場料その他これに類するものを徴収しないこと。ただし、当該事業の運営に 係る必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額である場合には、この限りでな い。
  - (7) 開催場所、施設の公衆衛生、事故防止等について十分な安全管理等が講じられていること。
  - (8) 営利目的、政治活動又は宗教活動と認められる事業でないこと。
  - (9) 開催場所が市内又は近隣自治体で実施される事業であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(申請手続)

第3条 後援名義の使用の承認を受けようとする団体等は、後援名義使用申請書(第 1号様式)に必要書類を添えて、事業開始の1月前までに市長に申請しなければな らない。 (承認の決定及び通知等)

- 第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、後援 名義の使用の可否を決定したときは、後援名義使用承認(不承認)通知書(第2号 様式)により当該申請者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定により後援名義の使用の承認を受けた団体等(以下「承認団体等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 名義使用の範囲は、広報等への掲載、市施設へのパンフレット配布及びポスター掲示とする。
  - (2) 後援名義の使用期間は、原則として承認を受けた日から当該事業終了までとし、 2箇月を限度とする。ただし、事業の内容等によっては、この限りでない。
- 3 承認団体等が実施する事業に関し発生した事故等については、市は一切の責めを 負わない。

(承認事項の変更)

- 第5条 承認団体等が、事業の内容を変更(廃止及び中止を含む。)する場合は、直 ちに後援名義使用承認事項変更申請書(第3号様式)を市長に提出し、承認を受け なければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めたとき は、前条第1項の規定による決定を変更することができる。
- 3 市長は、前条第1項の規定による決定を変更したときには、後援名義使用承認事項変更承認通知書(第4号様式)により当該申請者に通知しなければならない。 (承認の取消し)
- 第6条 市長は、承認団体等が次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消 すことができる。
  - (1) 虚偽の申請により後援名義の使用の承認を受けたとき。
  - (2) 後援名義の使用の承認を辞退したとき。
  - (3) この規則に違反したとき。
  - (4) 後援名義を他人に譲渡したとき。
  - (5) 承認事項に変更が生じ、承認されなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により承認の取消しを決定したときは、当該申請者に後援名

義使用取消通知書(第5号様式)により通知しなければならない。

(実績報告)

第7条 承認団体等は、当該事業を終了したときは、速やかに後援名義使用実績報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(事務処理)

第8条 この規則に関する事務は、企画部人事秘書課が行うものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日規則第26号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、改正前の清須市後援事業に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の清須市後援事業に関する規則の相当規定によりなされたものとみなす。